

2026年4月改定
【医歯学系学生用】
学校感染症罹患時の
対応フローチャート
※病院内実習科目履修中は、
感染症疑い症状を含む

各学科／専攻が指定する病院内実習科目*を【履修している】 * 感染ハイリスク群に接する授業

【学校感染症を疑う症状 A】

発熱、咽頭違和感・咽頭痛・鼻汁・咳・くしゃみ・
ふしぶしの痛み・筋肉痛・関節痛の
いずれかがある

【学校感染症を疑う症状 B】

下痢、嘔吐、腹痛のいずれかがある

【学校感染症を疑う症状 C】

発熱を伴う発疹がある

学校感染症に該当する疾患への罹患が判明した

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎など(p4参照)

- ・ 初診時、もしくは再診時に「学校感染症治癒証明書-医歯学系用-」を持参し、主治医に記載を依頼する
(治癒証明書の項目が網羅されていれば診断書の記載でも可)

対応1

【全パターン】速やかに、欠席報告先一覧に欠席の報告をする 登校を控える（速やかに早退する）

対応2

【学校感染症を疑う症状 A】

発症24時間以降、速やかに医療機関を受診し、コロナおよび
インフルエンザ検査(流行期)を受ける

- 症状が辛い場合、発症24時間以前を受診でも構わないが、検査は発症24時間以降のものを有効とし、24時間未満に検査した場合は、24時間以降に再検査を必要とする
- ・ 初診時、もしくは再診時に「学校感染症治癒証明書-医歯学系用-」を持参し、主治医に記載を依頼する（治癒証明書の項目が網羅されていれば診断書の記載でも可）
(10日以内に各学科が指定する病院内実習科目がない場合は、「治癒証明書」の取得は不要)
- 発症から24時間以降に自宅で検査し、コロナ陽性もしくはインフルエンザ陽性となった場合のみ、医療機関受診は必須としない（陽性が出たキットは根拠書類として必要）

【学校感染症を疑う症状 B】【学校感染症を疑う症状 C】

速やかに医療機関を受診する

- 初診時、もしくは再診時に「学校感染症治癒証明書-医歯学系用-」を持参し、主治医に記載を依頼する（治癒証明書の項目が網羅されていれば診断書の記載でも可）
(10日以内に各学科が指定する病院内実習科目がない場合は「治癒証明書」の取得は不要)

欠席報告先一覧



学校感染症治癒証明書
-医歯学系用-



受診の結果、学校感染症では【ない】

対応3

【全パターン】速やかに「医歯学系学生用 感染症罹患報告Forms」を回答する



ScienceTokyoID
でのログイン

対応4

登校再開後5日以内に、根拠書類を添付した公欠届を所属教務グループへ提出する

※「学校感染症を疑う症状」で受診した結果、学校感染症にあたる疾患の診断がつかなかった場合、

出席停止期間内にある各学科／専攻が指定する病院内実習科目のみ公欠となり、それ以外の科目は同日であっても通常欠席として扱われる